

社会福祉法人岩手しいの木会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 岩手しいの木会（以下「当法人」という）定款第8条および 第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬を支給する。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び費用弁償を行う。

（報酬等の額の決定）

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間650万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）通勤手当については、正規職員給与規定第11条の規定に準ずる額
- （3）職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- （4）常勤役員の職にあるものは第4条別表2の報酬及び交通費は支払わない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬及び交通費については、別表第2に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には、役員報酬を支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬は、毎月25日に通貨をもって本人に支給する。ただし本人の同意を得て、本人の指定す

る本人名義の金融機関口座に振り込むができる。また支給日が休日に当たるときは、正規職員給与規程第5条に準じた日とする。毎月25日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成21年5月23日より適用する。

2 この規程は、平成25年5月24日より適用する。

3 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

4 この規程は、平成29年6月1日より適用する。

5 この規程は、平成31年4月11日施行し同日より適用する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 300,000 円以内
常務理事	月額 300,000 円以内

別表 2（非常勤役員等の報酬等）

役職名	報 酬(日額)	交通費
評議員	評議員会への出席 10,000 円	2,800 円
理 事	理事業務及び理事会等会議への出席 10,000 円	2,800 円
	理事長及び常務理事で非常勤の職にある場合の報酬は、それぞれ月額 200,000 円以内とし、会議出席報酬を含むものとする。	正規職員給与規程第 11 条の規定に準ずる額
監 事	監事監査等への出席 10,000 円	2,800 円